

令和8年度 和歌山県内市町村の補助制度、貸付制度の概要

<市町村の補助制度>

※ 市町村名を黄色塗りしているところは、県融資制度に対して何らかの助成をしている市町村

市町村名 ※	名称	対象資金	支援内容	条件
和歌山市	起業家支援資金保証料補給金	和歌山市起業家支援資金	支払った保証料額の内初年度分(1年分)を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人で1か月以内に創業する具体的な計画を有する方 ・事業を営んでいない個人で2か月以内に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ・既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ・事業を開始した後の期間が5年未満の個人 ・設立の日以後の期間が5年未満の会社(既存の会社が事業を継続しつつ設立したものを含む。)
	まちなか出店促進保証料補給金	和歌山市普通事業資金、和歌山市小口応援資金又は和歌山市起業家支援資金のまちなか枠該当者	支払った保証料の1/2を補助(上限30万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・各資金の一般枠の条件を満たす方で、まちなか※1に事業所を新設※2される方 ※1まちなか:本市が平成11年3月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める中心部地域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の商業地域 ※2まちなかに事業所を有しない方がまちなかに新たに事業所を設けること、又はまちなかに事業所を有する方が当該事業所と異なる事業所をまちなかに新たに設けること
	小規模事業者経営改善資金等利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金) ・日本政策金融公庫(生活衛生改善貸付) ただし、融資実行日が令和7年4月1日以降であること	<ul style="list-style-type: none"> ・支払利子額の2分の1相当額 ・利子補給期間 返済開始月から36か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する個人又は市内に事業所のある法人で市内で事業を行っている方 ・市税を滞納していない方 ・資金の申込日において、市内で事業を営んでいること
	女性、若者、シニア新規開業資金等利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫(新規開業・スタートアップ支援資金) ・日本政策金融公庫(生活衛生新企業育成資金(新企業育成・事業安定等貸付)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支払利子額の2分の1相当額 ・利子補給期間 返済開始月から36か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・若者(35歳未満)又はシニア(55歳以上)又は女性起業家 ただし、若者(35歳未満)にあたる男性については、令和7年4月1日以降に貸付を受けた方 ・市内に住所を有する個人又は市内に事業所のある法人で市内で事業を行っている方 ・資金の申込日に市内で事業を営む又は事業の具体的な計画がある方 ・市税を滞納していない方
海南市	中小企業不況対策振興融資資金利子補給金	県中小企業融資・日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金・生活衛生改善貸付)・セーフティネット保証制度融資・その他中小企業基盤整備機構が実施する特別利子補給事業の対象となっている融資	(1)期間 利子の支払を開始した月から12か月間 (2)補給金額 前年度に支払った利子の総額の50%以内 (3)最高限度額 20万円	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に本店を有する法人、又は市内在住で市内に事務所若しくは事業所をもつ個人事業主 ・市税完納 ・市以外の利子補給制度による補給を受けていないこと
橋本市	商工業活性化資金利子補給補助金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)(生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給利率 年1.0% ・利子補給期間 返済開始月から36か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し市内の事業所で1年以上事業を営む者 ・市内に本店を有する法人で1年以上事業を営む法人 ・市税を完納している者 ・償還期日ごとに償還しているもの
	創業支援資金利子補給補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫(新企業育成貸付等) ・県中小企業融資(新規開業資金) 	<ul style="list-style-type: none"> ・利子補給利率 年1.0%(融資の上限3,000万円) ・利子補給期間 返済開始月から36か月以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所及び事業所を有している個人又は市内に本店登記を有している法人 ・事業を開始する前に創業支援資金を受けるもの又は事業を開始して日から1年以内に創業支援資金を受けるもの ・市税を完納している者 ・創業支援資金を各償還期日ごとに償還しているもの
有田市	商工業活性化資金利子補給	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金貸付) ・日本政策金融公庫(生活衛生改善貸付) ・県中小企業融資(小企業応援資金(特小枠)) 	制度のいずれか一つの本枠融資額を限度とし、 利子補給利率 年0.7%(利子補給期間3か年以内) 上限140,000円 制度のいずれか一つの本枠融資額を限度とし、 年間利子支払総額の2分の1の額(利子補給期間3か年以内) 上限140,000円 (令和8年1月1日施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者で市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む者、又は市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む法人 ・市税完納等

市町村名 ※	名称	対象資金	支援内容	条件
御坊市	中小企業信用保証料補給金	県中小企業融資(経営支援資金(一般・セーフティ・危機対応・経営力強化・予兆管理枠)、小企業応援資金(一般・小口・特小枠))の運転資金	信用保証料の1年分相当額(千円未満切り捨て、上限20万円)	・市内に住所を有する者で市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの、又は市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営むもの ・市税を完納している者等
	小規模事業者経営改善資金等 利子補給金	・日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金) ・日本政策金融公庫(生活衛生改善貸付)	利子補給利率 1.0%(1.0%未満の場合は年間支払利息額)	・市内に住所を有する者で市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営むもの、又は市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営むもの ・市税を完納している者等
田辺市	中小企業信用保証料補助金	県中小企業融資(経営支援資金の一般枠・セーフティ枠・危機対応枠又は小企業応援資金の一般枠・小口枠。ただし返済資金は除く)	保証料の1年間相当分(千円未満切り捨て、上限30万円、1年度内1事業者につき1融資限り)	・市内に住所及び事業所を有する者又は商業登記法に規定する商業登記簿に登記されている本店若しくは支店を市内に有する法人(以下これらを「法人等」という。)であって、市内の法人等の事業に要する経費として交付要綱第2条に規定する融資を受ける法人等 ・市税を完納していること
	小企業資金利子補給補助金	・小規模事業者経営改善資金(日本政策金融公庫) ・生活衛生改善貸付(日本政策金融公庫)	・利子補給利率 1.0%以内 ・補助期間 3年(当初償還月より起算)	・市内に住所を有する者で市内の事業所で事業を営むもの、又は商業登記法に規定する商業登記簿に登記されている本店若しくは支店を市内に有する法人 ・市税を完納していること
	田辺市新規開業資金利子補給 補助金	・新規開業に係る資金として、市長が適当と認めるもの (以上、日本政策金融公庫) ・新規開業資金(創業枠) ・新規開業資金(創業サポート枠) ・新規開業資金(再挑戦枠) (以上、県中小企業融資)	・利子補給利率 1.5%以内 ・補助期間 5年(当初償還月より起算) ・利子補給の対象となる融資の限度額 3,000万円以内	・市内に住所を有する者で、市内で新規に事業を開始しようとするもの若しくは市内で既に事業を開始しているもので事業を開始した日から起算して7年未満のもの、又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に規定する商業登記簿に登記されている本店若しくは支店を市内に有する法人で、市内で新規に事業を開始しようとするもの若しくは市内で既に事業を開始しているもので事業を開始した日から起算して7年未満のもの ・市税を完納されている方
	田辺市梅干製造業経営支援資金 利子補給補助金	県中小企業融資(経営支援資金の一般枠)	・利子補給率 1.0%以内 ・補助期間 3年(当初償還月より起算) ・利子補給の対象となる融資の限度額 8,000万円以内	・知事が定める不況業種(野菜漬物業(缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く)を主たる事業とする者のうち、梅干製造業を営んでいる者 ・令和6年10月1日から令和8年9月30日までに当該融資が実行されていること ・市内に住所を有する者で市内の事業所で事業を営むもの、又は商業登記法に規定する商業登記簿に登記されている本店若しくは支店を市内に有する法人 ・市税を完納していること
新宮市	新宮市商工業活性化資金利子 補給	・日本政策金融公庫(小企業等経営改善資金・生活衛生改善貸付) ・県中小企業融資(小企業応援資金(特小枠))	・利子補給率 年1.3% ・限度額 年額10万円 ・借入期間のうち3年以内	・市内に住所を有する者で市内の事業所で同一事業を引き続き1年以上営む人、又は市内に本店を有する法人で同一事業を引き続き1年以上営む法人 ・利子補給対象融資を期日毎に償還しており、納期到来分の市税を完納している人
	新宮市新規開業資金利子補給	・県中小企業融資(新規開業資金)運転資金又は設備資金 ・新宮市創業支援事業計画における認定連携創業支援事業者(新規開業に係るものとして市長が適当と認めるもの)運転資金又は設備資金	・利子補給率 年2.0%以内 ・限度額 年額20万円 ・償還開始月から36ヶ月以内	・市内に住所及び事業所を有する個人又は市内に本店登記を有する法人 ・平成27年4月1日以降に創業した人 ・平成28年4月1日以降に対象融資を受けた人
紀の川市	紀の川市小規模事業者経営資金 利子補給	運転資金又は設備資金 (日本政策金融公庫制度融資 商工組合中央金庫融資 和歌山県信用保証協会が連帯保証を受託している制度融資)	小企業者が借り入れた資金の返済利子の0.5%以内(上限3万円)を予算の範囲内で補助する。	(1)市内に主たる事業所を有し、同一事業を1年以上営んでいる者 (2)商工会又は生活衛生同業組合の指導を受けた者 (3)市税(国民健康保険税を含む。)を完納している者
岩出市	中小企業資金利子補給	日本政策金融公庫融資、商工組合中央金庫融資、商工貯蓄共済融資、県中小企業融資の事業に係る運転資金又は設備資金	支払利子の総額20%以内で5万円以内	・1年以上継続の市内住所事業所又は市内本社法人 ・市商工会の指導を受けて融資 ・市税完納

市町村名 ※	名称	対象資金	支援内容	条件
紀美野町	小規模事業者経営改善資金利子補給	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金	利子補給利率0.7%以内(延滞利子除く)。ただし、本人負担額を超えない範囲で3万円以内	・町内在住、町内事業所で同一事業を1年以上継続 ・町内本店法人で同一事業を1年以上継続 ・町税完納
かつらぎ町	—			
九度山町	—			
高野町	—			
湯浅町	—			
広川町	—			
有田川町	有田川町小規模企業資金利子補給	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金	利子補給率は0.5%以内(1小規模企業者あたり3万円を限度とし、100円未満は切り捨てる。)とする。ただし、運延損害金は除くものとする。	・町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・平成31年4月1日以降に、融資を受けたもの ・町税完納
由良町	由良町小規模事業者等貸付利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)運転資金又は設備資金	・利子補給金の額は、融資を受けた金額に係る各年度ごとの利子の2分の1以内又は1%のいずれか低い方(3年以内) ・繰上償還及び延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・由良町商工会又は生活衛生同業組合等の長の推薦 ・町税完納
美浜町	美浜町小規模事業者等貸付利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金 日本政策金融公庫(生活衛生関係営業改善資金特別貸付)運転資金又は設備資金	利子補給率は支払利息の1/2とし、延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
日高町	小企業資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金、生活衛生改善資金貸付)	利子補給率は支払利息の1/2とし、延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
印南町	小規模事業者経営改善資金利子補給金交付	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金	利子補給金の額は、融資を受けた金額に係る各年度ごとの利子の2分の1以内又は1.5%のいずれか低い方	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
みなべ町	小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金	利子補給率は、借入利率の年1.0%又は借入利率が1.0%に満たない場合は当該借入利率(3年以内)	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納
日高川町	①商工業資金利子補給金 ②日高川町企業立地促進対策要綱	①日本政策金融公庫・商工組合中央金庫 ②新たに工場等の新設等のため国及び県の融資制度を借り入れた場合	①借入550万円を限度額として、借入利率の1/3以内 ただし1%以内、6か年以内 ②1業者につき上限100万円。貸付利率の2%範囲内、3年以内	①商工会会員が商工会を通じ借入 ②新たに工場等の新設等する業者
白浜町	中小企業信用保証料補助金	県中小企業融資(経営支援資金・小企業応援資金(一般枠)・災害復旧対策資金)	保証料の1/3、上限60万円	・町内事業所1年以上継続 ・中小企業者 ・町税及び町の公共料金完納
	小規模事業者等貸付利子補給金	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経融資)又は生活衛生改善貸付	利子補給率は、年率1%以内。ただし、延滞利子は除く。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・町税完納

市町村名 ※	名称	対象資金	支援内容	条件
上富田町	事業所等立地促進奨励金	県中小企業融資(経営支援資金・災害復旧対策資金)	保証料を保証期間で除した額の1/2	・町内事業所1年以上継続 ・事業所の代表者が町内に住所を有する者、又は商業登記法に規定する商業登記簿に登記されている本店若しくは支店を町内に有する法人 ・町税(法人の場合は法人町民税及び代表者に係る町税)を完納した者
	小規模事業者経営改善資金等 利子補給金	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経融資)又は生活衛生改善貸付	利子補給率は、借入利率の年1.0%又は借入利率が1.0%に満たない場合は当該借入利率(3年以内)。ただし、延滞利子は除く。	・町内事業所1年以上継続 ・町内に住所を有する者、又は町内に本店を有する法人 ・町税を完納している者
すさみ町	小企業等資金利子補給	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金(マル経融資)又は生活衛生改善貸付	利子補給率は支払利息の3/5とし、延滞利子は除くものとする。	・町内在住、町内事業所1年以上継続 ・町内本店法人1年以上継続 ・令和6年4月～令和8年3月融資分 ・町税完納
那智勝浦町	那智勝浦町空き店舗等活用事業補助金	町内の空き店舗または空き家を活用して新たに事業を始めようとする方に対し、店舗の改装費や賃借料にかかる経費の一部を補助します。)	改装費…経費の1/2、上限200万 賃借料…1カ月～3カ月…10/10以内(上限5万円)4カ月～6カ月…1/2以内(上限5万円)	・新たに事業を開始する個人、法人 ・業態転換や新事業・新分野に進出する個人、法人 ・町内に住所を有する個人若しくは事業所を有する法人(見込も可) ・町税を完納している者 上記以外にも一定の要件あり。
	那智勝浦町小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金	融資に係る貸付利率(延滞利息に係るものを除く)のうち年1.0%に係る部分の利子支払額相当額を利子補給金として交付。ただし、貸付利率が1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。 利子補給金の限度額は10万円とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨て。	・町内事業所で1年以上継続 ・平成26年4月1日以降の借入 ・町税を完納している者
太地町	小規模事業者経営改善資金利子補給金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)運転資金又は設備資金	融資に係る貸付利率(延滞利息に係るものを除く)のうち年1.0%に係る部分の利子支払額相当額を利子補給金として交付。ただし、貸付利率が1.0%に満たない場合は、当該貸付利率とする。 利子補給金の限度額は10万円とし、1円未満の端数が生じたときは切り捨て。	・町内事業所で1年以上継続 ・平成26年4月1日以降の借入 ・町税を完納している者
古座川町	小規模事業者利子補給補助金	日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金)	利子補給率は、借入利率の年1.0%又は借入利率が1.0%に満たない場合は当該借入利率とする。	・町内在住、町内事業所又は町内本店法人1年以上継続 ・商工会の経営指導を受けている ・町税(国保税含む)を完納
北山村	—			
串本町	小企業資金利子補給	・日本政策金融公庫(小規模事業者経営改善資金貸付)運転資金又は設備資金 ・日本政策金融公庫(生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付)設備資金	利子補給率 1.0%(1.0%未満の場合は貸付利率分)を補給。ただし、延滞利子は除く。 利子補給期間については、これまで貸付から3年間であったものを平成24年度から無期限に変更。	・町内在住、町内事業所又は町内本店法人1年以上継続 ・商工会等の関係団体の経営指導を受けている ・町税(国保税含む)を完納
	串本町起業チャレンジ支援事業補助金	・町内の空き店舗を使って起業した際の店舗家賃	店舗家賃の1/4、上限25,000円を12カ月分	・町内在住、町内事業所又は町内本店法人 ・商工会の推薦を受けている ・町税(国保税含む)を完納 ・業種指定あり(小売・飲食ほか)
	串本町小企業信用保証料免除に係る補助金	・県中小企業融資(小企業応援資金 小口枠)	信用保証料の全額免除(免除された信用保証料は町→信用保証協会に支払う)。ただし、条件変更や経営者保証免除に伴い上乗せされる保証料は除く。	・町内在住、町内事業所又は町内本店法人 ・商工会の推薦を受けている ・町税(国保税含む)を完納

<市町村の中小企業者向け貸付制度>

市町村名	名称	対象資金	支援内容	条件
和歌山市	中小企業融資制度	別紙、「融資制度一覧表」	別紙、「融資制度一覧表」	別紙、「融資制度一覧表」
海南市	—			
橋本市	—			
有田市	—			
御坊市	—			
田辺市	—			
新宮市	—			
紀の川市	—			
岩出市	—			
紀美野町	—			
かつらぎ町	—			
九度山町	—			
高野町	—			
湯浅町	—			
広川町	—			
有田川町	—			
美浜町	—			
日高町	—			
由良町	—			
印南町	—			
みなべ町	—			
日高川町	—			
白浜町	—			
上富田町	—			
すさみ町	—			
那智勝浦町	—			
太地町	—			
古座川町	—			
北山村	—			
串本町	—			

令和 8 年度（2026 年度）和歌山市中小企業融資制度一覽表

制 度 名	融 資 対 象		貸 付 限 度	資 金 使 途	貸 付 期 間	返 済 方 法	保 証 人	利 率	保 証 料	担 保	受 付 機 関（申 込 先）
普通事業資金 （保証協会付）	一般枠	中小企業者* ¹	8,000 万円 以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 7 年以内 <small>（うち、据置 6 か月以内可）</small> 設備資金 返済資金 10 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small>	均等 分割返済	信用保証協会 及び取扱金融 機関の所定の 条件による	年 1.9 % 以内	0.45 % ～1.90 % <small>（責任共有制度）</small>	信用保証協会 所定の条件に よる	融資の申込については、 下記の取扱金融機関に 直接お申込みください。
	まちなか枠	まちなか* ² に事業所を新設* ³ される中小企業者* ¹		ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市中小企業 融資制度に係る借入金残高が あり、その借入金を返済しよ うとする方に限る	0.45 % ～1.90 % <small>（責任共有制度）</small> 保証料の1/2を市が補助						
小口応援資金 （保証協会付）	一般枠	小規模企業者（従業員 20 人以下、商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合は 5 人以下）	2,000 万円 以内	運転資金 設備資金 返済資金	運転資金 返済資金 7 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small> 設備資金 10 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small>	均等 分割返済	信用保証協会 及び取扱金融 機関の所定の 条件による	年 1.0 % 以内	0.50 % ～2.20 % <small>（責任共有制度対象外）</small>	信用保証協会 所定の条件に よる	
	まちなか枠	まちなか* ² に事業所を新設* ³ される小規模企業者（従業員 20 人以下、商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）の場合は 5 人以下）		ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市小口応援 資金（旧：小口零細企業支援 資金を含む）に係る借入金残 高があり、その借入金を返済 しようとする方に限る	0.50 % ～2.20 % <small>（責任共有制度対象外）</small> 保証料の1/2を市が補助						
起業家支援資金 （保証協会付）	一般枠	①事業を営んでいない個人で 1 か月以内 ^(注1) に創業する具体的な計画を有する方 ②事業を営んでいない個人で 2 か月以内 ^(注1) に会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ③既存の会社で事業を継続しつつ新たな会社を設立し、創業する具体的な計画を有する方 ④事業を開始した後の期間が 5 年未満の個人 ⑤設立の日以後の期間が 5 年未満の会社 ^(注2) <small>（注 1）「認定特定創業支援等事業」※の支援を受けた場合は、6 か月以内 ※「認定特定創業支援等事業」とは、市の創業支援等事業計画に基づく継続的な支援で、 経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につく事業をいう。 （注 2）既存の会社が事業を継続しつつ新たに設立したものを含む。</small>	3,500 万円 以内	運転資金 設備資金	運転資金 設備資金 10 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small>	均等 分割返済	信用保証協会 及び取扱金融 機関の所定の 条件による	年 1.0 % 以内	1.00 % <small>（責任共有制度対象外）</small> 保証料初年度分（1 年分） を市が補助	不 要	三菱 UFJ 銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 池田泉州銀行 紀陽銀行 三十三銀行
	まちなか枠	上記①から⑤までのいずれかの条件を満たす方で、まちなか* ² に事業所を新設* ³ される方		1.00 % <small>（責任共有制度対象外）</small> 保証料の1/2を市が補助							
セーフティネット 資金 （保証協会付）	事業活動に支障を生じており、「中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号」の規定に基づく特定中小企業者として市長の認定を受けた方		8,000 万円 以内	運転資金 設備資金 返済資金 <small>ただし返済資金は融資申込時 において、和歌山市緊急経営 対策資金、景気対応緊急資金、 またはセーフティネット資金 に係る借入金残高があり、そ れらの借入金を返済しよ うとする方に限る</small>	運転資金 7 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small> 設備資金 返済資金* 10 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small> <small>※返済資金の場合、保証 協会所定の事業計画書 の添付が必要。</small>	均等 分割返済	信用保証協会 及び取扱金融 機関の所定の 条件による	年 1.1 % 以内	第 1 ～ 4, 6 号 0.90 % <small>（責任共有制度対象外）</small> 第 5, 7, 8 号 0.80 % <small>（責任共有制度）</small>	信用保証協会 所定の条件に よる	関西みらい銀行 きのくに信用金庫 商工組合中央金庫 和歌山県信用農業協同組 合連合会
海外展開支援資金 （保証協会付）	海外市場への輸出に係る事業を行う中小企業者* ¹		8,000 万円 以内	運転資金 設備資金	運転資金 7 年以内 <small>（うち、据置 6 か月以内可）</small> 設備資金 10 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small>	均等 分割返済	信用保証協会 及び取扱金融 機関の所定の 条件による	年 1.6 % 以内	0.45 % ～1.90 % <small>（責任共有制度）</small>	信用保証協会 所定の条件に よる	
災害復旧支援資金 （保証協会付）	①自然災害等で直接被害を受け、市長の罹災証明を受けた中小企業者* ¹ ※申込には罹災証明書が必要となります。 ②感染症法における指定感染症又は市長が特に対応が必要と認めた疫病等の影響により、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者 (1)最近 1 か月の売上高又は売上総利益が過去 3 年のいずれかの同月に比べ 5 % 以上減少 (2)その後 2 か月を含めた 3 か月の平均売上高又は平均売上総利益が過去 3 年の いずれかの年の同時期に比べ 5 %以上減少と見込まれること		8,000 万円 以内	運転資金 設備資金	運転資金 7 年以内 <small>（うち、据置 6 か月以内可）</small> 設備資金 10 年以内 <small>（うち、据置 1 年以内可）</small>	均等 分割返済	信用保証協会 及び取扱金融 機関の所定の 条件による	年 1.2 % 以内	0.45 % ～1.90 % <small>（責任共有制度）</small>	信用保証協会 所定の条件に よる	

※制度共通事項として、融資申込日現在において、市内で事業を営んでおり（一部起業家支援資金を除く）、市税を完納していることが必要になります。
 なお、金融機関、保証協会による金融審査がありますので、無条件に融資が受けられるというわけではありません。
 ※各制度において、事業者選択型経営者保証非提供制度をご利用される場合は、表中の各所定保証料率に 0.25%又は 0.45%上乗せした信用保証料率となります。
 ※全制度融資枠は、予算の範囲内とし、融資枠に達し次第締め切ります。
 ※「小口応援資金」及び「起業家支援資金」については、特定事業を行う特定非営利活動法人(NPO 法人)は、保証制度の定めによりご利用になれません。

中小企業者*¹ …… 裏面の「中小企業の範囲」に該当する方を指します。
 まちなか*² …… 本市が平成 11 年 3 月に策定した和歌山市都市計画マスタープランに定める中心部地域のうち、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の商業地域
 新設*³ …… まちなかに事業所を有しない方がまちなかに新たに事業所を設けること、又はまちなかに事業所を有する方が当該事業所と異なる事業所をまちなかに新たに設けること